

2016年12月6日、知的財産権者協会（「IPO」）の委員会は、連邦民事訴訟規則の規則第4条が、疑似当事者に登録されたドメイン名を利用して行われた商業上の行為を含む場合、裁判所命令なく電子メールによる訴状送達を認めるよう改定されることを原則的に支持する決議を採択した。

規則第4条に対する当該変更がなければ、当事者は、会社執行役員への手交、責任者のいる事業所もしくは中心となる事業所の所在地への差し置き、最後に知られている住所への郵送、知られている住所がない場合は裁判所書記官への差し置き、またはかかる会社の登録代理人への送達など、通常の訴状送達手段とは異なる手段を裁判所に許可するよう求めなければならないだろう。

疑似当事者に登録されたドメイン名を利用した商業行為を含む訴訟では、通常の訴状送達手段は実行不能である。被告人となるべき相手が疑似当事者の背後に隠れている場合、原告は訴状の正しい宛先人または宛先の正しい住所を容易には特定できない。ただし、ウェブサイトにはこの疑似当事者に連絡するための電子メールアドレスがある場合が多い。このように提案された改定によれば、当事者は、他の手段が利用できない場合に電子メールを使った送達を有効にすることができるようになり、裁判所の許可を求めるための余計な時間や出費、労力などをかけなくてすむ。

オーシャ・リャン法律事務所は、引き続きこの件の経過を観察し、連邦民事訴訟規則の規則第4条へのこの改定の採択に対する何らかの動きがある場合は報告を行う。